

## 茅ヶ崎市安心まごころ収集事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、自らごみを持ち出すことが困難な高齢者世帯等に対し、声掛けを行いながらごみを戸別収集する事業（以下「安心まごころ収集」という。）を実施することにより、在宅での生活が維持できるよう支援し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

### (対象者)

第2条 この事業の対象となる者は、茅ヶ崎市に住所を有する者であって次の各号のいずれかに該当する世帯の構成員で、自らごみを持ち出すことが困難な者とする。ただし、ごみの持ち出しについて協力を得ることができる親族や近隣住民等がいると市長が認めるときは、安心まごころ収集の対象者とししない。

- (1) 身体障がい者のうち、在宅で肢体不自由の障がいの程度が1級若しくは2級の者
- (2) 在宅の高齢者（65歳以上）で要支援1から要介護5の者まで
- (3) 前各号のほか、同等の状態にあると市長が認める者

### (申請)

第3条 安心まごころ収集を利用しようとする者は、安心まごころ収集申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請は、安心まごころ収集を利用しようとする者のほか、その者の親族、その者の介護に係る者等（以下「関係者」という。）が行うことができる。
- 3 第1項の規定による申請は、出張所、支所、福祉部障がい福祉課、福祉部高齢福祉介護課又は環境部環境事業センターの窓口へ提出するものとする。

### (審査及び調査)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、当該申請に係る者の世帯を訪問し調査を行うものとする。

- 2 前項の調査には、安心まごころ収集を利用しようとする者のほか、関係者が立ち会うものとする。

### (利用の決定)

第5条 市長は、前条の審査及び調査の結果、安心まごころ収集の利用の可否を決定したときは、その内容を安心まごころ収集決定通知書（第2号様式）により安心まごころ収

集の利用者（以下「利用者」という。）に通知するものとする。

- 2 環境部環境事業センターは、利用者について、氏名、住所、その他必要な事項を登載した利用者台帳を整備し、その情報は、福祉部障がい福祉課及び福祉部高齢福祉介護課において共有するものとする。

（収集するごみの種別と分別）

第6条 安心まごころ収集により収集するごみの種別は、次のとおりとする。

- (1) 燃やせるごみ
- (2) 燃やせないごみ
- (3) 資源物
  - ア びん
  - イ かん
  - ウ ペットボトル
  - エ 古紙類
  - オ 衣類、布類
  - カ プラスチック製容器包装類
  - キ 廃食用油
  - ク 金属類

- 2 利用者は、前項のごみを出すときには「ごみと資源物の分け方・出し方」にしたがって分別を行い、市が指定するごみ袋に入れて出すものとする。

（収集の方法）

第7条 利用者のごみの収集日、収集時間及び収集場所は、利用者と協議の上、別に定める。

- 2 環境部環境事業センターは、前項の規定により決定した収集場所からごみを収集する。

（安否確認）

第8条 安心まごころ収集において、環境部環境事業センターは、戸別収集をするときは利用者へ声掛けを行うことで、安否を確認するものとする。

- 2 福祉部障がい福祉課、福祉部高齢福祉介護課又は環境部環境事業センターは、声掛けに対する返事が無いなど、利用者に異変を感じたときには、関係者に当該利用者の安否

確認を求めるものとする。

(変更、停止及び再開の連絡)

第9条 利用者は、第4条に規定する申請の内容に変更があったときは、速やかに市長へ連絡しなければならない。

2 利用者は、安心まごころ収集の利用を停止するときは、速やかに市長に連絡しなければならない。

3 前項の規定により利用を停止した利用者が、安心まごころ収集を再開するときは、速やかに市長に連絡しなければならない。

(中止)

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合は、安心まごころ収集の利用を中止することができる。

(1) 利用者から中止の連絡があったとき。

(2) 安心まごころ収集の利用世帯において、当該世帯に属する者全員の福祉施設への入所、親族との同居その他の事由により安心まごころ収集を利用する必要がなくなったとき

(3) 第2条に規定する要件を満たさなくなったとき

(4) その他安心まごころ収集を実施するのが困難なとき

2 市長は、前項の規定により利用を中止したときは、茅ヶ崎市安心まごころ収集中止通知書(第3号様式)を利用者に送付するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に規定する事務等は環境部環境事業センターが所管し、福祉部障がい福祉課及び福祉部高齢福祉介護課は環境部環境事業センターと連携して事業を行うものとする。

2 環境事業センターは、前項の規定による連携を強化するため、安心まごころ収集事業連絡会(以下「連絡会」という。)を設置するものとし、連絡会の組織、運営等は別に定める。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(茅ヶ崎市安心まごころ収集事業実施要綱の廃止)

2 茅ヶ崎市安心まごころ収集事業実施要綱(平成20年3月1日施行)は、廃止する。

茅ヶ崎市安心まごころ収集申請書

年 月 日

(宛先)

茅ヶ崎市 長

申 請 者

住 所 \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_  
 電 話 \_\_\_\_\_  
 利用者との関係 \_\_\_\_\_

茅ヶ崎市安心まごころ収集事業実施要綱第3条の規定により、次のとおり申請します。

利 用 者	ふりがな			年 齢	歳
	氏 名				
	住 所	茅ヶ崎市	世帯人員	利用者を含む 人	
	生年月日	明治・大正・昭和・平成	年 月 日	電 話	

同意書

私は、茅ヶ崎市安心まごころ収集事業の申請に当たり、茅ヶ崎市が取得した私及び私の世帯員の個人情報（住民記録情報、障害等級及び内容、介護保険の認定結果）を申請に係る決定のために利用すること、並びに決定後の安心まごころ収集事業を行うために必要な限度において、関係機関などへ個人情報の照会及び提供することに同意します。

氏 名 \_\_\_\_\_

(利用者本人の自署又は記名押印)

□ □ そ の 福 祉 他 部	<input type="checkbox"/> 障がい福祉課 <input type="checkbox"/> 高齢福祉介護課 <input type="checkbox"/> その他（ _____ 課）	受 付	担 当			
	福祉担当課等の意見（ _____ 課）		/			
環 境 事 業 セ ン タ ー	収 受 印	番 号	調 査 日	調 査 員	調 査 員	調 査 結 果
			/			<input type="checkbox"/> 該 当 <input type="checkbox"/> 非 該 当
特記事項						

第1号様式 (第3条関係)

世帯の状況	氏名	年齢	続柄	状況(要介護度・障害等級等)
			本人	<input type="checkbox"/> 肢体不自由 1・2 級 <input type="checkbox"/> 要支援 1・2 要介護 1・2・3・4・5 <input type="checkbox"/> その他 ( )
				<input type="checkbox"/> 肢体不自由 1・2 級 <input type="checkbox"/> 要支援 1・2 要介護 1・2・3・4・5 <input type="checkbox"/> その他 ( )
				<input type="checkbox"/> 肢体不自由 1・2 級 <input type="checkbox"/> 要支援 1・2 要介護 1・2・3・4・5 <input type="checkbox"/> その他 ( )
				<input type="checkbox"/> 肢体不自由 1・2 級 <input type="checkbox"/> 要支援 1・2 要介護 1・2・3・4・5 <input type="checkbox"/> その他 ( )
連絡先	氏名	住所	電話	利用者との関係
民生委員	氏名	住所	電話	
介護支援	事業所名	介護支援専門員等氏名(ケアマネジャー)	電話	
確認事項	<input type="checkbox"/> 申請後、茅ヶ崎市環境事業センターの職員が対象世帯のご自宅に伺い、現在の状況などをお聞きする調査を行います。調査では、ご親族様や介護事業者様などの立会いをお願いしております。 (立会人氏名： 、 電話 )			
	<input type="checkbox"/> 安心まごころ収集事業では、家の中に入っのごみ(資源物)の収集と家の中の清掃は行いません。また、出すごみ(資源物)については、可能な限り「ごみと資源物の分け方・出し方」に従って分別を行ってください。			
	<input type="checkbox"/> 安心まごころ収集事業では、塵芥収集車では無く軽自動車でごみ(資源物)の収集運搬を行います。したがって、多量のごみ(資源物)の収集と大型ごみ・特定大型ごみ・特定粗大ごみの収集は行いません。			
	<input type="checkbox"/> 安心まごころ収集事業では、ごみ(資源物)の戸別収集と声掛け(安否確認)を行います。事前に不在となることが分かっている時は、茅ヶ崎市環境事業センターまでご連絡ください。			
	<input type="checkbox"/> 安心まごころ収集事業が行う声掛け(安否確認)は、ごみ(資源物)の戸別収集のときに行い、声掛けの応答が無かった場合には、ご親族様や介護支援事業者様などへご本人様の所在確認をお願いしております。			
備考				

- 備考1 申請書は、太枠内のみご記入ください。  
 2 申請書は、表面と裏面の両方をご記入ください。  
 3 同意書に本人が自筆で氏名を記入したときは、押印を省略することができます。

茅ヶ崎市安心まごころ収集決定通知書

茅 環 事 第 号  
年 月 日

様

茅ヶ崎市長 佐藤 光

年 月 日 付で申請のありました、安心まごころ収集の利用について、次のとおり決定したので通知します。

利用者住所	茅ヶ崎市
ふりがな	
利用者氏名	

決定区分	収集開始日	【 年 月 日 】
	<input type="checkbox"/> 収集する	カレンダー 【 】
		収集場所 【 】
	<input type="checkbox"/> 収集しない	※理由 【 】

備考	
----	--

次のいずれかに該当する場合は、下記連絡先までご連絡ください。

- ・収集日に留守をされるとき
- ・申請書の内容（緊急連絡先など）に変更があったとき
- ・ショートステイや入院などで安心まごころ収集の利用を停止するとき
- ・停止した安心まごころ収集の利用を再開するとき
- ・安心まごころ収集を利用する必要がなくなったとき（中止）

問い合わせ先  
茅ヶ崎市環境部環境事業センター 業務担当  
（住所）茅ヶ崎市萩園1085  
（電話）0467-57-0200  
（E-mail）kankyujigyou@city.chigasaki.kanagawa.jp

茅ヶ崎市安心まごころ収集中止通知書

年 月 日

様

茅ヶ崎市長 佐藤 光  
(公 印 省 略)

年 月 日 付け 茅ヶ崎事 号 で決定しました安心まごころ収集について、次のとおり中止しますので通知します。

利用者住所	茅ヶ崎市
ふりがな	
利用者氏名	

中止日	年 月 日 ( ) から中止
理 由	<input type="checkbox"/> 利用者から中止の連絡があったため 安心まごころ収集の利用世帯において、当該世帯に属する者全員の福祉施設への入所、親族との同居その他の事由により安心まごころ収集を利用する必要がなくなったため <input type="checkbox"/> 茅ヶ崎市安心まごころ収集事業実施要綱第2条に規定する要件を満たさなくなったため <input type="checkbox"/> その他安心まごころ収集を実施するのが困難なため

備考	
----	--